

医療福祉拠点整備にかかる覚書（案）

滋賀県（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、医療福祉拠点整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり、覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲と乙が協力し、乙の大学運営を円滑に実施することにより教育研究の充実、大学の活性化を図るとともに、本県における看護職の確保や地域活性化を図ることを目的に、検討を進める事項を定めるものである。

（本事業の趣旨の尊重）

第2条 甲および乙は、本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重し、相互に協力・努力し、本覚書に定める義務を誠実に履行する。

（合意内容）

第3条 甲および乙は、下記各号に合意したことを確認する。

- (1) 乙は、甲の定めた医療福祉拠点人材養成機能整備等にかかる事業候補者募集において提出した企画提案書を基礎として、甲とともに土地の活用方法の検討を行うとともに、募集要項の「事業候補者選定後に想定する検討項目」にある内容等を検討し、事業計画を作成する
- (2) 貸付契約締結に向けて甲と乙は真摯に協議を進めるが、乙に貸付契約の義務を課すものではない
- (3) 乙は 2026 年 6 月頃を目途に事業計画案の取りまとめを目指す
- (4) 貸付料および減額については事業計画案が定まった後、不動産鑑定を行い、公有財産審議会を経て定める

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、本事業または本覚書に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示または漏えいしてはならず、本事業または本覚書の目的以外に使用してはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知の情報であるとき
- (2) 甲および乙が守秘義務の対象としない情報であることを承諾したとき
- (3) 裁判所により開示が命じられたとき
- (4) 甲および乙が法令等に基づき開示義務を負うとき
- (5) その他法令に基づき開示する場合

2 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータおよび資料等に記載された個人情報ならびに当該情報から乙が作成した個人情報（以下、本条におい

て、これらを総称して「個人情報」という。)を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守して取扱う責務を負う。

3 前項に定めるほか、乙は、本事業に係る個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従う。

(有効期間)

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から貸付契約の日までとする。

2 第3条第2号の規定により、貸付契約を締結しなかった場合においては、本覚書は効力を失う。

(協議事項)

第6条 本覚書に定めのない事項または本覚書に関して疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が誠実に協議して定めるものとする。

以上の証として本覚書を2通作成し、甲ならびに乙がそれぞれ記名押印の上、それぞれが各一通を保有する。

令和8年(2026年) 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 住 所
氏 名